

事務連絡
令和2年4月14日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕健康増進事業担当課 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局がん・疾病対策課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
健康増進事業の実施に係る対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部長が、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行い、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の7都府県がその対象とされたところです。各地方自治体における健康増進事業実施担当部局においては、当該緊急事態宣言を踏まえ、健康増進事業について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知徹底を図るようお願いします。

なお、令和2年3月2日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う健康増進事業の実施に係る対応について（注意喚起）」は廃止します。

記

- 1 健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等（以下単に「各種健診・保健指導等」という。）であって集団で実施するものについては、
 - 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定される都道府県内の市町村及び「感染拡大警戒地域※」とされる感染状況が拡大傾向にある地域の市町村においては、原則として実施を延期すること。
 - それ以外の市町村においては、当面の間における実施の必要性を改めて検討するとともに、必要に応じて延期等の措置を行うこと。なお、実施する場合には、感染拡大防止の観点から、必要に応じ、集団で行う会場等では、マスクの使用・手洗いの確保、体調不良受診者の事前の把握（受付時の発熱等症状の確認など）、会場入口へのアルコール消毒液の設置など適切に対応されたい。また、延期等により、各種健診・保健指導等受診できない者には、別の機会に各種健診・保健指導等を受ける機会を設けること。

2 当該健康増進事業の社会的必要性等を踏まえ、訪問指導等で家庭を訪問する場合には、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。

(1) 訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がないか確認すること。

(2) 事業従事者は、訪問時における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

3 個別で実施する各種健診・保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。なお、実施する場合には、2に準じて、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(参考)

○厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※感染拡大警戒地域

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年4月1日）において以下の地域と定義されている。

○ 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。

○ 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。